

オンライン授業における 著作物利用

2020年5月8日

東京大学大学院情報学環

酒井麻千子

はじめに

- ◆ 2020年4月より各研究科でオンライン授業開始
- ◆ オンライン授業における著作権問題
 - ◆ 授業等での著作物利用に関する条文（著作権法35条）
- ◆ 2020年4月28日～ 「授業目的公衆送信補償金制度」の施行により、オンライン授業での著作物利用の円滑化が図られる

はじめに

授業形式	対面		対面+オンライン	オンライン	オンデマンド
利用態様	著作物の複製	著作物の公衆送信	著作物の公衆送信	著作物の公衆送信	著作物の公衆送信
利用例	著作物が含まれた講義資料等をコピー、印刷(+配布)	講義資料等をメール送信、アップロード	講義資料等をアップロード、講義映像配信	講義資料等をアップロード、講義映像配信	講義資料・講義映像等をアップロード
改正前	無許諾で可 (無償)	要許諾	無許諾で可 (無償)	要許諾	要許諾
改正後 (4/28施行)	無許諾で可 (無償、35条1項)	無許諾で可 (有償、35条1項・2項)	無許諾で可 (無償、35条1項・3項)	無許諾で可 (有償、35条1項・2項)	無許諾で可 (有償、35条1項・2項)

はじめに

- ◆ ただし、何でもできるようになったわけではない
- ◆ オンラインに限らず、授業で他人の素材を許諾なく利用する際にできること/できるかどうか微妙なこと（リスクが高いこと）を意識する必要

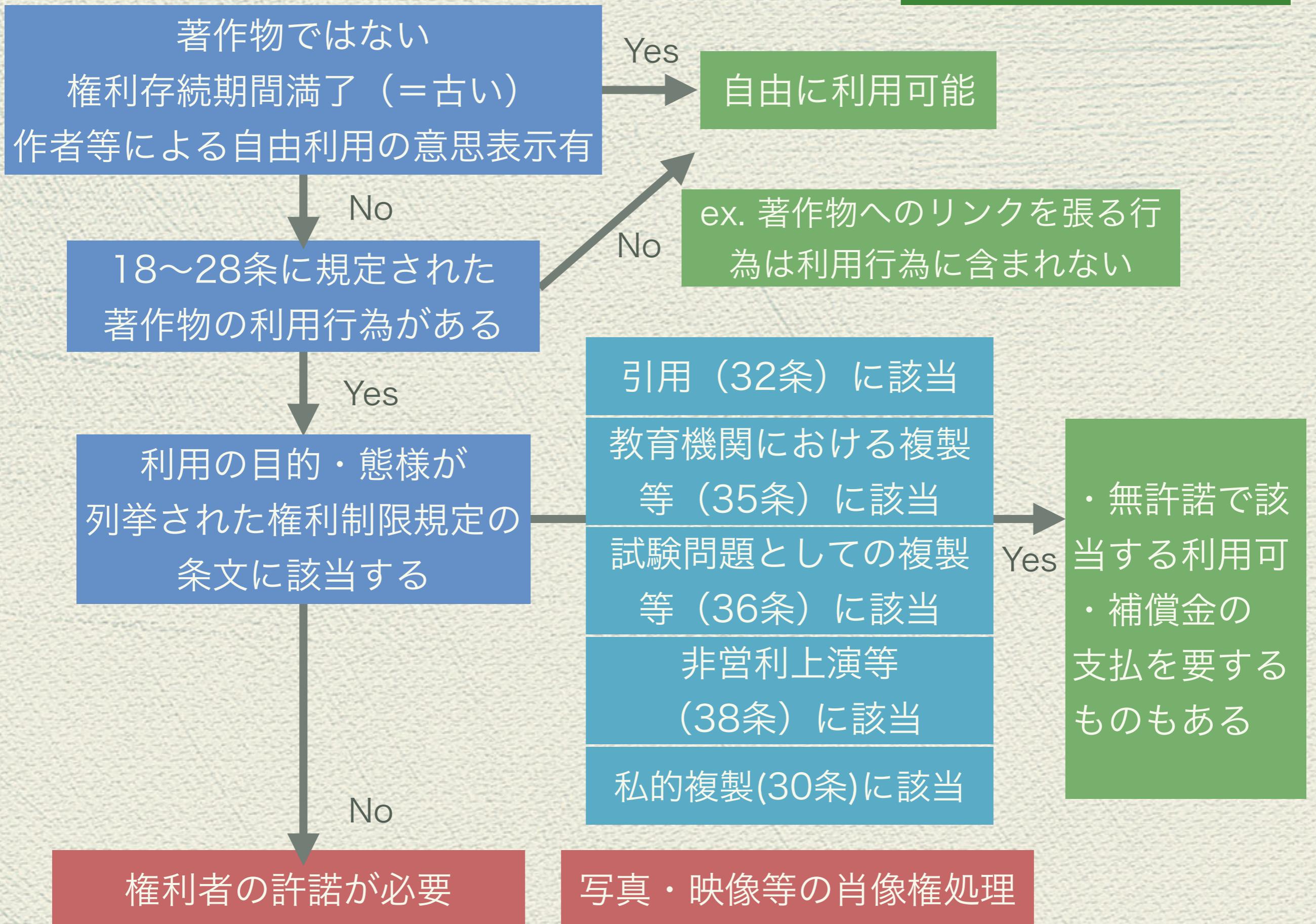
*教育目的での著作物利用は裁判例も少なく、利用態様も多岐に渡るため、確実な「答え」が存在しないことが多い

はじめに

- ◆ 今回は、著作権法の仕組みを説明しつつ、ガイドラインや学説、裁判例等で事例を確認することで、無許諾でできること/できるかどうか微妙なこと、のイメージを掴んでいただく
- ◆ これに加えて、今後の教育現場での著作物の利活用へ向けて、実際にどんな利用を行っているか / 自由に行えるようにすべきか、といった意見も集約できるとよいと考える

目次

1. 自由に利用可能な他人の素材
 - (1) 著作物に該当しないもの・権利の目的となることができないもの
 - (2) 著作権の存続期間（いわゆる保護期間）が満了したもの
 - (3) 作者の側から自由利用（or一定の利用方針）の意思表示があるもの
2. 著作権が存続する著作物の利用
 - (1) 著作者の権利が生じる著作物の利用行為
 - (2) 権利制限規定に該当する場合
3. 著作権以外に気をつける点
4. 利活用サンプル



1. 自由に利用可能な他人の素材



著作物ではない
権利存続期間満了 (=古い)
作者等による自由利用の意思表示有

Yes

自由に利用可能

No

No

ex. 著作物へのリンクを張る行為は利用行為に含まれない

18~28条に規定された
著作物の利用行為がある

Yes

利用の目的・態様が
列挙された権利制限規定の
条文に該当する

引用 (32条) に該当

教育機関における複製
等 (35条) に該当

試験問題としての複製
等 (36条) に該当

非営利上演等
(38条) に該当

私的複製(30条)に該当

Yes

・無許諾で該
当する利用可
・補償金の
支払を要する
ものもある

No

権利者の許諾が必要

写真・映像等の肖像権処理

自由に使用できる他人の素材

- (1) 著作物に該当しないもの・権利の目的となる
ことができないもの
- (2) 著作権の存続期間（いわゆる保護期間）が満
了したもの
- (3) 作者の側から自由利用（or一定の利用方針）
の意思表示があるもの

* いずれにしても出典は明示（研究倫理的に）

(1)著作物に該当しないもの

- ◆ 著作物=「思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」（著作権法2条1項1号）
- ◆ アイデア/ありふれた表現/作品タイトル/事実やデータ 자체
- ◆ 事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道
(10条2項)

(1)権利の目的となることが できないもの（13条）

- ◆ 憲法その他の法令
- ◆ 国・地方公共団体、独立行政法人等が発する告示、訓令、通達など
- ◆ 裁判所の判決、決定、行政庁の裁決など
- ◆ 上記の翻訳物や編集物のうち、国や地方公共団体等が作成したものの

(2) 権利存続期間が満了したもの

種類	条文	存続期間
個人の著作物	51条2項	著作者の死後70年まで (死亡の翌年から起算)
匿名・変名の著作物	52条1項	公表後70年まで (公表の翌年から起算)
団体名義の著作物	53条1項	公表後70年まで (公表の翌年から起算)
映画の著作物	54条1項	公表後70年まで (公表の翌年から起算)

(2) 権利存続期間が満了したもの

- ◆ 権利存続期間（いわゆる保護期間）を満了したものは自由利用可能（パブリック・ドメイン）
- ◆ しかし、存続期間の計算は非常に複雑（2018年末保護期間の延長/戦時加算/個人か団体か/映画かそれ以外か）

→映画を除き1967年末までに亡くなった個人の著作物と、1956年末までに公表された写真の著作物は、2020年の段階で存続期間が満了している

(3) 作者の側から自由利用 (or一定の利用方針) の意思表示があるもの

- ◆ いらすとや (<https://www.irasutoya.com>)
- ◆ クリエイティブ・コモンズ・ライセンス (<https://creativecommons.jp>)
- ◆ 自由利用マーク (<https://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/>)
- ◆ 学会誌等で教育・授業目的での利用を明示的に認める規定があることも
 - ◆ ex. PNAS (<https://www.pnas.org/page/about/rights-permissions>)

CCライセンス

- 利用者は作者が示した条件の範囲内で再配布や改変行為を行うことができる



by [Creative Commons Japan](#), licensed under [CC-BY 4.0](#)

- 詳細は、クリエイティブ・コモンズ・ジャパン「クリエイティブ・コモンズ・ライセンスとは」(<https://creativecommons.jp/licenses/>)

自由利用マーク

- ◆ 利用者は、著作者が示した利用方法にしたがって利用することができる
- ◆ 詳細は、文化庁「自由利用マークとは？」
[\(https://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/pamphlet.html\)](https://www.bunka.go.jp/jiyuriyo/pamphlet.html)



コピーOK



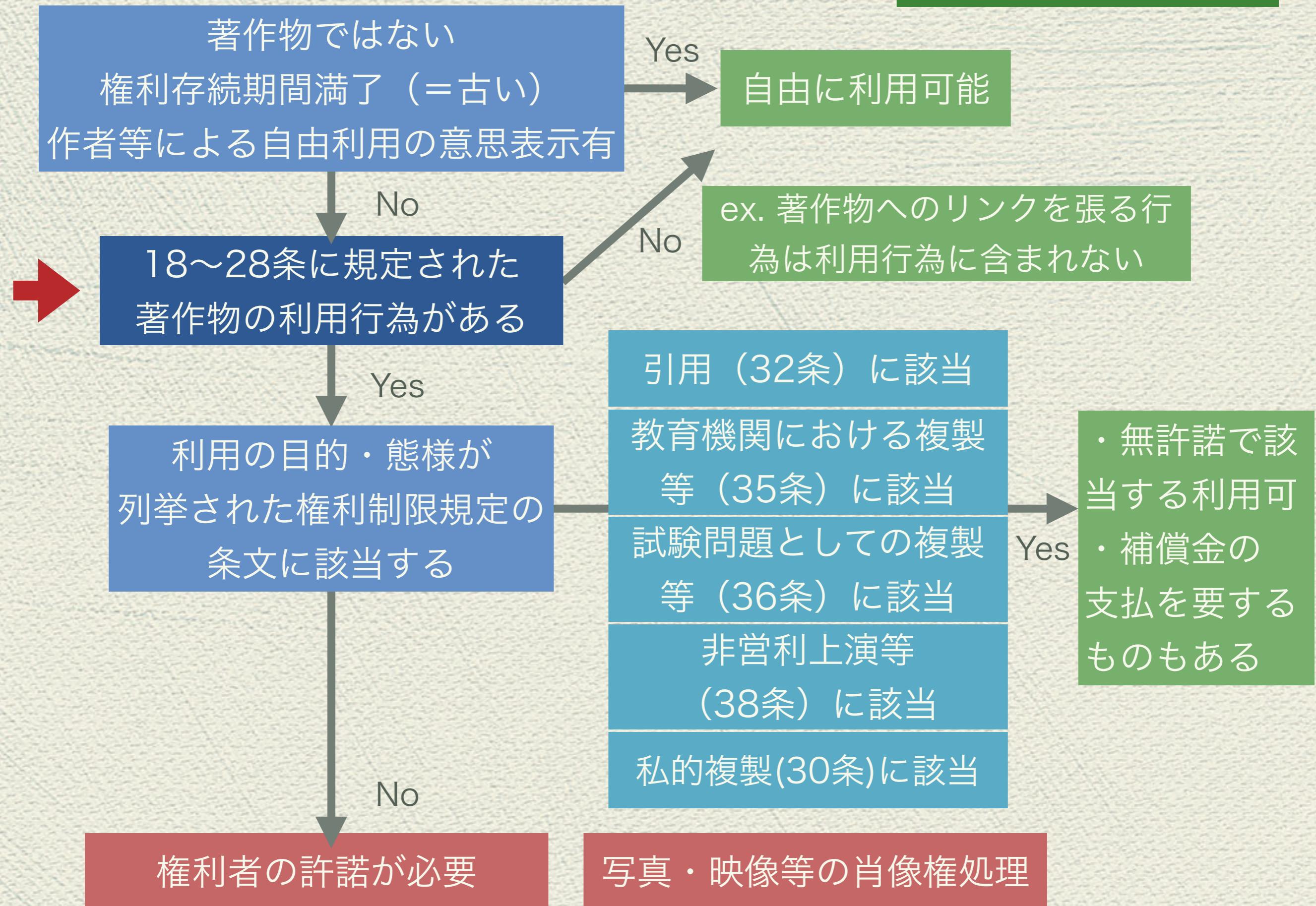
障害者OK



学校教育OK

利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

2. 著作権が存続する著作物の利用
→原則許諾必要、だが
→利用目的・態様によっては無許諾で利用可能

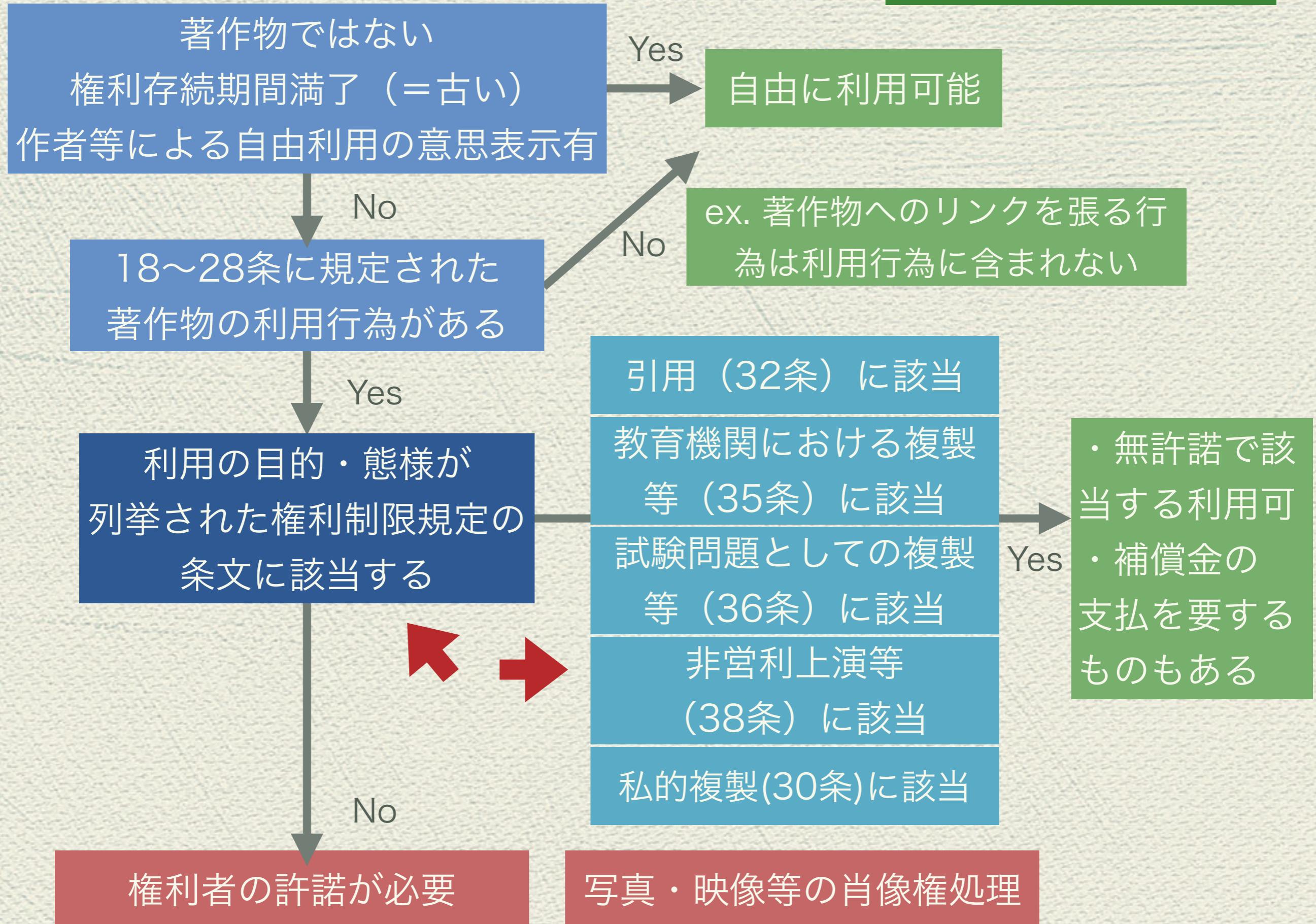


(1) 著作者の権利が生じる 著作物の利用行為

- ◆ 著作権が存続する著作物の利用（法18～28条）
=原則として権利者の許諾が必要
 - ◆ 問題となる利用の例：
 - ◆ 複写・ダウンロード（複製）/複製物の配布（譲渡）
/メール送信・ウェブサイトへの掲載・配信（公衆送
信）/スライド表示（上映）/翻訳・改変（翻案）、..
 - ◆ 無断公表、氏名非表示、意に反する改変、..
- *著作物が掲載されているサイトのURLを示す、リンクを張る行為は、著作物の複製や公衆送信が生じていないと考えられている

(1) 著作者の権利が生じる 著作物の利用行為

- ◆ 権利者：
 - ◆ 著作者（著作物を創作した者）
 - ◆ 著作権者（著作者から権利を譲渡された者や、たとえばJASRACのように、著作者等から著作権管理を信託された者など）



(2) 権利制限規定に該当する場合

- しかし、利用目的や態様によって、（例外的に）権利者の許諾がなくても一定の利用ができるようになることがある：その要件が法30条～48条に列挙されている（権利制限規定）
- 要件に該当すれば無許諾利用が可能（=該当しなければ原則に戻り許諾が必要）
- 一部の利用態様については補償金の支払いが必要（ex. 法35条）補償金を支払うのは各教員でなく教育機関（=東大）

(2) 権利制限規定に該当する場合

- ◆ 授業での利用に関係しそうな規定は以下のとおり：
 - ◆ 引用（法32条）
 - ◆ 学校その他の教育機関における複製等（法35条）
 - ◆ 試験問題としての複製等（法36条）
 - ◆ 営利を目的としない上演等（法38条）
 - ◆ その他：私的複製（法30条）など

引用（32条）

- ◆ ex. Aの論文の一部を必要な分だけ・出典をつけて引き写し、Aの見解を批判する自説を展開する論文を執筆する

→Aに対して無許諾で行う場合、Aの論文にかかる複製権侵害が想定されうるが、この場合は引用に該当して複製権が制限される（＝適法）

cf. 研究倫理上の引用と著作権法上の引用

引用（32条）

- ◆ 公表された著作物
- ◆ 明瞭区別性：自分の文章等と明瞭に区別できるようする（ex. 「」をつける、インデントを下げる）
- ◆ 付従性：量的・質的に、自分の文章等が主、引用対象の著作物が従の関係にある
- ◆ 引用の目的上正当な範囲（適切な分量）
- ◆ 各分野の公正な慣行に合致・出典の明示

→これを満たす場合は、無許諾で、資料の印刷や配布、スライド投影、配信、サーバへのアップロードなどを自由に行うことができる。翻訳して利用することも可能

引用（32条）

- ◆ 国や地方公共団体等が一般に周知させることを目的と作成した広報資料・統計調査資料・報告書等については、「説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる」（32条2項）

引用（32条）

*どのような利用が「引用」に該当するかについては、前ページの要件を見ながら、利用目的や利用態様等を総合的に考慮して判断されるので、一定のリスクが存在することに注意

*また、たとえ引用に該当しても著作者人格権（同一性保持権）侵害に問われる可能性もある

学校その他の教育機関における 複製等（35条）

- 授業で使用する目的で著作物の複製等の利用行為を無許諾で行うことが可能
- 従来：対面授業での著作物複製・配布と一部のオンライン授業（サテライト型）での著作物の送信のみ対象

→4月28日に施行された改正著作権法により、対面授業での著作物のアップロード/それ以外のオンライン授業での配信・著作物のアップロードも認められる（一部の公衆送信は教育機関による補償金の支払が必要）

学校その他の教育機関における 複製等（35条）

- 授業で使用する目的で著作物の複製等の利用行為を無許諾で行うことが可能
- 従来：対面授業での著作物複製・配布と一部のオンライン授業（サテライト型）での著作物の送信のみ対象

→4月28日に施行された改正著作権法により、対面授業での著作物のアップロード/それ以外のオンライン授業での配信・著作物のアップロードも認められる（一部の公衆送信は教育機関による補償金の支払が必要）

学校その他の教育機関における 複製等（35条）

- ◆ 著作物の教育利用に関する関係者フォーラム
「改正著作権法第35条運用指針(令和
2(2020)年度版)」（2020年4月16日）
- ◆ [https://forum.sartras.or.jp/wp-content/
uploads/unyoshishin2020.pdf](https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf)
- ◆ 以下、「35条ガイドライン」と略する

学校その他の教育機関における 複製等（35条）

- ◆ 教員/履修者による利用
- ◆ 「授業の過程における利用」が対象
- ◆ 「必要と認められる限度」：授業に必要な部分・部数（担当教員+履修者数/オンライン授業の場合は接続の限定）
- ◆ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」を除く

→公表著作物のコピー＆配布、ダウンロード、オンライン配信、サーバへのアップロード等が可能（法35条1項）。

* 翻訳、編曲、翻案等も可能

* 利用の際に出典を明示する慣行が存在する場合は、出典の記載も必要

学校その他の教育機関における 複製等（35条）

- ◆ 「授業の過程における利用」について
(35条ガイドライン6頁)
 - ◆ 講義や実習、ゼミ、公開講座等
 - ◆ 「履修者等による予習、復習は『授業の過程』とする」
 - ◆ (1)送信された著作物を履修者が複製すること、
(2)講義資料作成準備等のため教員が複製すること、
(3)自らの記録として保存しておくために教員・履修
者が複製すること、等も「授業の過程での行為」

学校その他の教育機関における 複製等（35条）

- ◆ 「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の解釈（35条ガイドライン10-11頁）
 - ◆ 著作権者の著作物の利用市場と衝突したり、将来における著作物の潜在的市場を阻害するような利用を除外する趣旨
 - ◆ 「原則として著作物の小部分の利用」が認められる
 - ◆ 全部利用が認められるのは、(1)俳句や短歌等短文の言語の著作物、(2)新聞記事や雑誌論文、(3)写真、絵画、彫刻、地図等の図面や図表
 - ◆ 雜誌論文については学協会が発行・販売するものがこれに該当→商業出版社が発行する雑誌については「引き続き検討」

学校その他の教育機関における 複製等（35条）＊講演後補足

- ◆ 「著作権者の利益を不当に害する」の例（「35条ガイドライン」10頁）
 - ◆ 例)入学式等で学年・学部全体や履修者等全員に配付すること
 - ◆ 例)同一の教員等が同一内容の授業を複数担当する場合や、双方向授業で送る側と受ける側で複数の教室が設定される場合などで、それらの授業を担当する教員等及び当該授業の履修者等の合計数を超える数を複製や公衆送信すること
 - ◆ 例)同一の教員等がある授業の中で回ごとに同じ著作物の異なる部分を利用することで、結果としてその授業での利用量が小部分ではなくなること

学校その他の教育機関における 複製等（35条）＊講演後補足

- ◆ 「著作権者の利益を不当に害する」の例（35条ガイドライン10頁・続）
 - ◆ 例)授業を行う上で、教員等や履修者等が通常購入し、提供の契約をし又は貸与を受けて利用する教科書や、一人一人が演習のために直接記入する問題集等の資料(教員等が履修者等に対して購入を指示したものを含む。)に掲載された著作物について、それらが掲載されている資料の購入等の代替となるような態様で複製や公衆送信すること
 - ◆ 例)美術、写真、楽譜など、市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供すること。また、これらの著作物を一つの出版物から多数を取り出して利用すること
 - ◆ 例)製本して配布すること
 - ◆ 例)組織的に素材としての著作物をサーバーへストック(データベース化)すること

学校その他の教育機関における 複製等（35条）＊講演後補足

- ◆ 「著作権者の利益を不当に害すること」継続検討（「35条ガイドライン」11頁）
- ◆ 「小部分」についての具体的な目安：継続検討
- ◆ 「小部分」としている著作物であっても、著作権者の権利を不当に害しない範囲で、授業の過程における利用に供することを目的とする場合には、その必要と認められる限度において「全部」利用できることもあり得る：例示等で明確化するよう検討
- ◆ 絶版書籍の利用：今後の検討

試験問題としての複製等

(36条)

- ◆ 公表された著作物
 - ◆ 入学試験・定期試験の目的上必要と認められる限度
 - ◆ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合を除く
- 当該試験の問題として複製・公衆送信可能

*翻訳利用も可能

*利用の際に出典を明示する慣行が存在する場合は、出典の記載が必要

営利を目的としない上演等

(38条)

- ◆ 非営利・無料・無報酬で利用する場合、無許諾で著作物の上演や上映等が可能
- ◆ ex. 授業に際して、教室で検討対象とする映画のDVDを買って/借りてきて上映する

→オンライン授業での配信：35条（ただしDVD等に入った映画の公衆送信についてはガイドラインで「要検討」項目）

*利用の際に出典を明示する慣行が存在する場合は、出典の記載も必要

私的複製（30条）

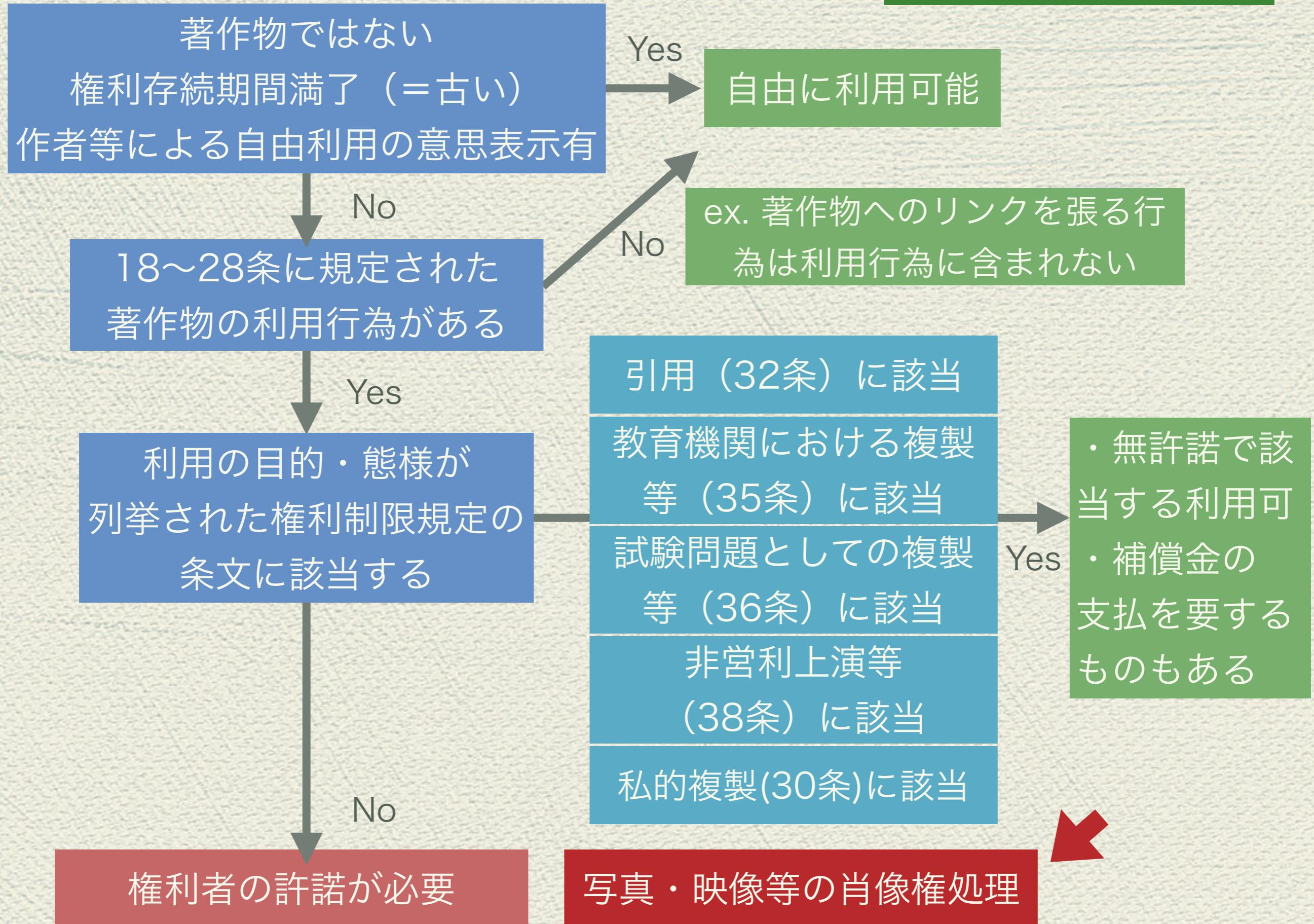
- ◆ 「個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用する」場合に、「使用者」による複製を認める
 - *翻訳・編曲・翻案もOK
- ◆ ex. 学生が自分の勉強のために書籍をコピーする、教材をダウンロードする

私的複製（30条）

- ◆ 対象となる著作物に制約なし（買った書籍やCDだけでなく、借りてきたものも含む）

*違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする場合は対象外

3. 著作権以外に気をつける点



写真・映像→肖像権

- 特に写真や映像の利用に際しては、肖像権（無断で顔や容姿の写真を撮られたり、その写真を公表・利用されたりしない権利）の問題も生ずる可能性があるため注意
- デジタルアーカイブの現場での権利処理を対象としたものだが、デジタルアーカイブ学会法制度部会による「肖像権処理ガイドライン（案）」(<http://digitalarchivejapan.org/bukai/legal/shozoken-guideline>) が公開されている

4. 利活用サンプル

問題なく自由利用が可能

- ◆ オンライン授業で他人の素材を利用する際に無許諾で問題なくできると考えられる利用
 - 著作物でないもの・権利存続期間が満了したものの利用／作者による自由利用の意思表示があるものの利用
- ◆ ex. 古い時代の書籍や絵画等を用いた授業
- ◆ ex. CCライセンス等がついた作品・素材を利用

CCライセンス付画像の利用例



ミニチュア（人1）_1 by dreamcat115, available under CC BY-SA 2.0.

(<https://www.flickr.com/photos/dreamcat/4681680301/in/album-72157624230794924/>)

自由利用可能な素材の検索

- ◆ CC search (<https://ccsearch.creativecommons.org/>)
- ◆ 地図→国土地理院 (<https://maps.gsi.go.jp/>)
 - ◆ 出典記載方法：<https://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html>
- ◆ 書影→版元ドットコム (<https://www.hanmoto.com>)
- ◆ 写真→Flickr(<https://www.flickr.com>)
- ◆ 東京大学学術資産等アーカイブズポータル (<https://da.dl.itc.u-tokyo.ac.jp/portal/>)
- ◆ PublicDomainPictures.net (<https://www.publicdomainpictures.net/en/index.php>)

自由利用可能な素材の検索

- ◆ CCOライセンス：“いかなる権利も保有しない”
- ◆ 美術館や博物館等がパブリックドメイン下にある所蔵作品のデジタルデータをCC0ライセンスで公開
 - ◆ ex. メトロポリタン美術館(<https://creativecommons.org/2019/11/20/reproductions-of-public-domain-works/>)
 - ◆ ex. スミソニアン協会Smithsonian Open Access (<https://www.si.edu/openaccess>)
 - ◆ ex. Sketchfabのプラットフォームを使った文化遺産の3Dデータ (<https://sketchfab.com>)

権利制限規定に該当する利用

- ◆ 文章の一部分を抜き書きしてカギカッコでくくり、出典をつけて講義資料等で使用→引用（32条）
 - ◆ ex. 「どのような引用が公正慣行要件を満たすか……一般的な基準を明示することはできないが、既存著作物を活用した新たな表現活動を保護・支援する必要性と、引用により著作権者が被る経済的打撃の程度を、相関的に判断することが求められる」（島並良・横山久芳・上野達弘（著）『著作権法入門（第2版）』（有斐閣、2016年）186頁）

権利制限規定に該当する利用

- ◆ 授業で使用する論文のコピー＆配布/スキャン・ITC-LMS等にアップロード→教育機関における複製（35条）
- ◆ 試験の問題に利用するために論文の該当部分をスキャン・ITC-LMSに掲載→試験問題としての複製（36条）

微妙な事例：書籍の輪読

- ◆ ゼミなどで著書を輪読するために書籍の各章を順に複製・配布/アップロード
 - ◆ 教育機関における複製（35条）には該当しない可能性大
 - ◆ 35条ガイドライン10頁では、同じ著作物を複数回に分けて利用することで、結果として大部分or全部の利用になるような利用態様を「不当に害する可能性が高い例」として例示
 - ◆ 教員が著者（&出版社）に個別に許諾を取ってOKが出ればもちろん問題ないが……
 - ◆ 学生が図書館で借りて自分で複製するのは？
→学説ではOKだと考えられているがすこし微妙、特に図書館のコピー機を用いた場合（31条と30条の関係）

微妙な事例：書籍の部分利用

- ◆ 書籍を1冊まるごとは読まないが、何章かピックアップして輪読に回す場合など
- ◆ 「一部分」の解釈が問題に。35条ガイドラインでは「『小部分』については現場の教員等や履修者等の誤解を避けるため、諸外国の事例を参考に、可能な限り具体的な目安を示すよう、引き続き検討する。」とあるのみ

微妙な事例：図版の利用

- ◆ 図版・画像の利用
 - ◆ 引用(32条)に該当するか? →かなり厳しめの判断が多い
 - ◆ 図版は部分利用を観念しづらく、特に高精細な画像の場合、参考資料というよりも独立して鑑賞性の高いものである、と認定されると引用の成立は難しい

微妙な事例：図版の利用

- ◆ ex. 350mm*260mmの美術全集に1/8~2/3の大きさで絵画図版を配置、上質紙を使用、カラー図版は色にもこだわる+掲載図版の解説論文を加えるような場合
- ◆ 「……論文の読者は、同論文の記述とは関係なく、本件絵画の複製物から美的感興を得、これを鑑賞することができることができるものであり、本件絵画の複製物は、読者がその助けを借りて……論文を理解するためだけのものとはいえないものと認めるのが相当である」（東京高判昭和60年10月17日判時1176号33頁）

微妙な事例：図版の利用

- ◆ ex. 新聞の見開きで展覧会の特集を組み、目玉の展示作品をカラー図版で印刷（大きさは140mm×100mm）、展覧会や各作品の紹介を行う記事とともに掲載する場合
- ◆ 各作品の紹介や解説はごく短かったため、「記事中、本件絵画四についての部分と本件絵画四の複製との間には、前者が主、後者が従との関係は認められず、むしろ前者が従、後者が主の関係にあるものと認められ、右記事中の本件絵画四の利用は、著作権法三二条一項所定の引用に当たるものとは到底認められ」ないと判断（東京地判平成10年2月10日判時1643号176頁）

微妙な事例：図版の利用

- ◆ 教育機関における複製等（35条）は使えるか？
 - ◆ 図版や画像の全部利用を許容、ただし「著作権者の利益を不当に害する」ことのない態様が求められる
 - ◆ 35条ガイドライン10-11頁では、絵画や写真、楽譜等を市販の商品の売上に影響を与えるような品質や態様で提供する場合や、これらを1つの出版物から多数抜き出して利用する場合は「不当に害する」に該当する可能性が高いものとして例示
 - ◆ 高品質なスキャン+アップロードは難しい。モノクロ/解像度を落としたスキャンをし、小さなサイズでの利用が望ましいか？

微妙な事例：図版の利用

- ◆ 一部の学説では、対面授業において高精細な図版を印刷配布する場合、授業後に回収するという方法で利用することが望ましいと指摘するものも
- ◆ 同じことをオンラインで実現するのであれば、録画講義ではなくリアルタイム型の授業（当然履修生を限定）で、図版をスライド等で示し、履修者への配布資料では該当ページを削除する（orスライドを共有しない）といった利用態様の可能性を検討しうる？

参考：図表・グラフの利用

- ◆ 出典を必ず明記するというのは大前提
- ◆ (1) 図表やグラフが著作物性を満たすか?
 - ◆ a. 図表 자체の著作物性（図表の表記方法に創作性あり）→独自の表記方法などはあまりなさそう？
 - ◆ b. 編集著作物としての著作物性（データの選択・配置に創作性あり）→どんなデータを選び出すかという部分で他の人と差異が見出せるような場合は著作物性あり？（＊アイデアを保護するのと変わらないような状況になる可能性があるので、非常に微妙）
 - ◆ ex. 博士論文で使用した新規データ+グラフの著作物性について、「実験結果等のデータ自体は、事実又はアイディアであって、著作物ではない以上、そのようなデータを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは、多少の表現の幅はあり得るものであっても、なお、著作物としての創作性を有しないものと解すべき」と判断（知財高判平成17年5月25日裁判所ホームページ）

参考：図表・グラフの利用

- ◆ (2) 著作物だとして (=著作権が生じるとして)、引用等に該当するか?
 - ◆ 授業中にスライドに図表を見せながら講義を行う場合、図表の解説・理論説明・自説や学説との関係、授業テーマとの関係の説明がなされると考えられる
 - ◆ 出典は当然明記/付從性あり/明瞭区別性あり/正当な範囲・利用の妥当性ありとなれば、おそらく引用に該当すると思われる（無関係に「映え」のため等に当該図表を持ち出すのはおそらくNG）
 - ◆ 授業テーマ的に必要な限度なら、35条にも該当しそう
 - ◆ ただし、講義スライドを別途アップして学生に共有する形だと、引用該当性は少々微妙（説明等がカットされてしまうので、論文において文章がないような状態と同視されうる）
 - ◆ 35条については「不当に害する限度」にならないのであれば許容されると考えられる

参考：要約引用について

- ◆ 著作権法上では、翻訳引用は認めているが、要約（=翻案）引用は明示的に認めていない
 - ◆ 裁判例：「引用とは、……引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される側の著作物を明瞭に区別して認識することができ、かつ、両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があるものをいうと解するのが相当である。……右の要件を満たすような形で、他人の言語の著作物を新たな言語の著作物に引用して利用するような場合には、他人の著作物をその趣旨に忠実に要約して引用することも同項により許容されるものと解すべきである。」
(東京地判平成10年10月30日判例時報1674号132頁)
 - ◆ 学説は全体的に要約引用に否定的
 - ◆ 例えば数ページに及ぶ内容を数行に圧縮するように、内容（=思想・発想）の部分は同じでも、具体的な創作的表現（=著作物）を直接感得できないような程度にまで抽象化した文章を用いるような場合には、そもそも「著作物の利用がない」と考えられうる

注意

- ◆ 今年公表された35条ガイドラインはあくまで令和2年度限定のものなので、来年度以降の運用についてはまた別途確認する必要あり

おわりに * 講演後追加

- ◆ 法律問題に「正解」はない
 - ◆ 当事者の様々な事情に左右される
- ◆ 同様に、多くの利用において「ノーリスク」は存在しない
 - ◆ 授業内利用における完全なノーリスクは、パブリックドメイン下の作品利用くらい。あるいは個別に権利者に許諾を取る（+使用料を払う）
 - ◆ 授業での利用が問題になった場合には、教員（+大学）が責任を負うことになるため、オンライン/オフラインに限らず、自らの利用が「リスクの低い」利用か「リスクの高い」利用か、について自覚する必要
- ◆ 他方で、過度な萎縮を避けるべく、授業において望ましい（行えるようすべき）利用のあり方についても、意見を集約していく必要

ご静聴ありがとうございました！